

令和5年度 とまこまい成年後見支援センター 事業計画

1 取組方針と課題

◎取組方針

とまこまい成年後見支援センターは、昨年度より東胆振3町を支援対象に加え、広域センター及び中核機関としての2年目を迎えた。第二期成年後見利用促進計画にあるように、どこに住んでいても等しくその方の権利が守られるよう、権利擁護支援の中心的な役割を果たすべく、今年度も各種事業へ取り組んでいきたい。

◎機能ごとの現状と課題

(1) 広報機能

昨年度は、苫小牧市とむかわ町で一般市民向け講演会及び相談会を開催した。

苫小牧市では、講演会と相談会の両方に申し込みがあったが、むかわ町では相談会の申し込みは1件のみで、それについても当日キャンセルとなってしまった。

また、新たな試みとして、苫小牧市内のコミュニティセンターにおいて、成年後見支援センター職員による成年後見制度の説明会と相談会を開催し、各回とも数件の参加があった。厚真町でも同様に説明会と相談会を企画したが、こちらについては参加者0名という結果であった。

相談会で寄せられた相談内容としては、法定後見、任意後見、相続等に関するものが多く見られた。相談会は、今年度も実施する予定であるが、周知方法については工夫する必要があると思われる。

(2) 相談機能

・地域ケア会議等への出席

昨年度は、センターとして、地域包括支援センターの地域ケア会議や個別ケース会議、障がいの相談支援事業所や行政が開催するケース会議等に、ほぼ全て参加した。センターがそれらの会議に参加するという体制が、関係機関に浸透してきていると思われる。

・TM（とま）ネットワーク会議

令和4年度より、弁護士・行政・センターが相談を受ける権利擁護支援会議（通称：TM ネットワーク会議）を月に1度開催した。この会議においては、ケースの整理や支援の方向性、役割分担等を協議し、継続的にフォローすることとしている。弁護士から気軽に法律的助言を得られる、また、行政の考え方等を確認できる場として好評である。

・東胆振3町への相談支援

東胆振3町については、センター職員が毎月定例で出張相談に出向き、各町にて一時相談支援やケース相談、同行支援を実施している。

令和5年度についても、これらの相談機能を継続し、さらに充実させていきたい。そのためには、センター相談員の資質向上も欠かせないため、職員への内部研修等も実施していく予定である。

(3) 権利擁護支援チームの形成支援機能

・受任調整会議

受任調整会議は毎月実施しており、審議件数が非常に多くなってきている。後見人候補としては、法人や市民後見人という意見が圧倒的に多いが、法人・市民ともに、受任体制としては限界を迎えつつある。なお、昨年度から、受任調整会議の意見書にケースの課題や支援機関を明記するようにしており、受任した後見人からは好評を得ている。

・市民後見人養成講座

令和4年度は、苫小牧市で2回、3町分として安平町で1回開催した。受講者数は毎回10人前後となっており、今後については、受講者を増やすことが喫緊の課題となっている。

なお、令和5年度については、苫小牧市において平日の夜間開催も予定している。

・マッチングについて

昨年度はコロナ禍の影響もあり、本人との事前面談が実施できたケースは少なかったが、令和5年度は可能な限り本人との事前面談を実施し、申立ての趣旨及び受任候補者の希望を確認していきたい。

(4) 権利擁護支援チームの自立支援機能

・市民後見人への支援

市民後見人が初めて個人受任したケースには、概ね1年間の後見監督を行っている。

後見監督が終了したケースについても、年4回は業務報告を提出してもらい、状況を確認している。また、昨年度より、市民後見人1人に対して2人のセンター職員を担当者として配置し、市民後見人がタイムリーに相談できる体制を整えている。さらに、メールアドレスを登録している市民後見人には、定期的にニュースレターを配信している。

・専門職及び親族後見人への支援

専門職後見人については、依頼や問合せに応じて随時対応しており、令和4年度は10件弱の相談があった。親族後見人についても、依頼があれば対応したいと考えているが、ほぼ依頼がないのが現状である。今後も、親族後見人への周知を継続していきたい。

(5) 意思決定支援、苦情への対応

意思決定支援については、センター職員及び関係機関向けの研修を行い、意思決定支援ミーティングを積極的に開催できるようにしたい。また、後見人への苦情に対する委員会の設置についても、引き続き検討していきたい。

・センター職員向け意思決定支援研修 月1回（内部研修及び外部講師を招いての研修）

・関係機関向け意思決定支援研修 年1～2回予定

2 主な事業の実施時期

- (1) 第13期～15期市民後見人養成研修
 - ・ 苫小牧市では、6月・10月・1月開講予定（@市民活動センター）
 - ・ 引き続き、受講時間を30時間程度とし、受講者の負担軽減を図る
 - ・ 10月開講分は、平日の夜間開催を予定
 - ・ 3町分については、厚真町にて8月から開催予定
- (2) 市民向け講演会及び相談会
 - ・ 苫小牧市：9月開催予定
 - ・ 3町：10月開催予定（安平町）
- (3) 市民向け説明会及び相談会
 - ・ 苫小牧市：9、10、11月予定
 - ・ 3町：11月予定（場所未定）
- (4) 市民後見人フォローアップ研修（養成講座修了者向け）
 - ・ 7月、2月予定
- (5) 市民後見人研修（名簿登録者向け）
 - ・ 9月、3月予定
- (6) 家庭裁判所との懇談会
 - ・ 専門職、行政等により、12月実施予定

3 その他の課題について

- (1) 身寄りのいない人の支援及び権利擁護について
 - ・ 身寄りのいない人の支援等に関する問題は、年々増加している印象。
 - ・ 令和5年度は、市・社協・成年後見センターの共催により、苫小牧市内の支援者向けに研修を実施。
- (2) 任意後見・死後事務等について
 - ・ 上記身寄りのいない人の支援等と合わせて考えていく必要あり。
- (3) 中核機関業務と法人後見業務について
 - ・ センターの中核機関業務として、個別相談や東胆振三町の巡回相談、カンファレンスや地域ケア会議等への出席が増えている。
 - ・ 法人後見についても、受任件数が100件を突破する等、増加する一方となっている。
 - ・ 中核機関として安定した相談体制を確立するためには、法人後見の受任体制整備も重要であるが、センターの事務作業についても同時に効率化していくことが求められている。
- (4) 法人後見の新たな担い手について
 - ・ 令和5年度より、弁護士、行政書士、精神保健福祉士等により「一般社団法人ここあ」が設立され、新たに苫小牧市において法人後見業務を担うこととなった。
 - ・ 「ここあ」には、複数の専門職が所属しているため、資産額が比較的大きい方、法律的な問題を抱えている方等を主に受任する予定。

- ・裁判所との協議により、今後、受任調整会議にて法人後見相当とされた件については、社協と「ここあ」のどちらが受任するか、中核機関としての成年後見支援センターへ照会されることとなった。